

奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県条例第八号

奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項第一号中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十七号）第二百四十条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十八号）第二百二十八条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「指定特定施設入居者生活介護（奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十七号）第二百十九条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）」、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第百九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十八号）第二百五条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改める。

第十三条第一項第四号ア中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、同条第七項中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（以

下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改め、同条第八項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

第二十三条第一項第一号中「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」に改め、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであつて、第十三条第一項第三号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合」に改める。

附則第二条中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。